圏 15.3.30 第230号

大正十五年三月廿七日

（京都府）

15. 3. 7

加佐郡木村仁三郎宛 発信者 我一

京都加佐郡舞鶴町ノ長井重二ハ京都地方裁判所

舞鶴ノ井氏井三助ト親交アリ廿井ノ縁故ニ依

リ木村仁三郎訴訟中ノ一件ハ八十分ノ加入合

アリタルニ於テ依頼シ来月首年位七付アリ

加佐郡舞鶴町公実之ニ於テ訴願我

京同便セリ経給ニ為スニメ同居者長井重二ノ

同居ノ縁ニ始マリ仝忽儀セトノ実兼細館

其ノ方針ニ付キ御協議ニ依リ協議要旨ニ拠ニ

中止シ置キ候ヘモ川崎鶴夫等五件アリ

手紙土材数字アリ